

卒業認定（課程修了）に関する方針について

本学における卒業認定（課程修了）に関する方針は以下のとおりとする。

○卒業認定（課程修了）の認定（本学学則・細則にて規定）

（1）本学が設定する配当科目全ての単位を修得すること

○入学年度により単位数の差が生じるのは、平成 29 年のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則改正による単位数増の影響を受けて、以下のとおりとなっている。

（平成 30 年度入学以降）

学 科	単位数
本科	135
選科	110
第一鍼灸科	117
第二鍼灸科	117

（平成 29 年度入学生）

学 科	単位数
本科	117
選科	97
第一鍼灸科	109
第二鍼灸科	94

（2）卒業認定審査に合格すること

○卒業認定審査は筆記審査及び実技審査が存在し、その両審査に合格する必要がある。

○それぞれ当該審査の満点に対する 6 割以上の得点を以って合格とする。

（3）修業年限以上在学すること

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 2 条で定められているとおり、全科修業年限は 3 年以上となっている。

以上、（1）～（3）に定める条件を全て満たした場合に、3 月に実施される学校長と管理職により構成された卒業認定会議にて、修了認定の可否を諮り、認定された者が卒業認定（課程の修了）を正式に認められるものである。